坂上小学校「いじめ防止基本方針」

１　いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。　（「いじめ防止対策推進法」より）

２　いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、どの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、日頃から「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」を的確に行うことが必要である。全教職員が以下に示すいじめの基本認識をしっかりともち、坂上小学校の基本理念である『「自ら学び 心豊かで たくましい坂上っ子の育成」～やさしく かしこく たくましく～』のもと、『いじめ防止基本方針』を定める。

〇いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
〇いじめ問題に対しては被害者の立場に立ち、事情を確認して適切な指導を行うこと
〇いじめ問題は学校の在り方が問われる問題であること
〇関係者が一体となって組織的に取り組むことが必要であること
〇いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題であること

３　基本理念

「自ら学び 心豊かで たくましい坂上っ子の育成」～やさしく かしこく たくましく～

４　具体的な取組

（１）いじめの未然防止について ～いじめを生まない土壌づくり～

①人権教育の充実

- 全教育活動を通した人権教育を推進し、いじめのない誰もが楽しいと思える学校づくりをする。
- 「人権集会」や「人権週間」では、多種多様な児童の主体的取組により、人権意識を高めていく。
- いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、子どもたちに理解させる。
- 子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- 自他のよさを大切にし、相手を思いやる心を育てるために自尊感情の育成を図る。

②道徳教育の充実

- 道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。

・　いじめを「しない」「許さない」という人間性豊かな心を育てる。
・　児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
・　子どもたちの心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

③体験教育の充実
・　子どもたちが、他者や社会、自然との直接的な関わりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
・　福祉体験やボランティア体験、勤労体験等、発達の段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。
・　異学年、小中、幼保小、高齢者との交流等を計画的に実施し、人と人とのつながりを大切にする。

④コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実
・　本校の「自ら学び 心豊かで たくましい 坂上っ子の育成」を基礎とした自主的、実践的な集団活動を通して、様々な人と関わる場や様々な体験をする場を多く設置して、コミュニケーション能力の向上を目指す。
・　集団や自己の生活、人間関係の課題を見いだし、解決したり、合意形成したり、意思決定したりする場を積極的に設定し、その中で自分の意見を発表し、人の意見に耳を傾けながら「折り合いをつける能力」を育成する。
・　子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。(グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング、アサーショントレーニング等)
・　児童会活動において、自尊感情や自己肯定感を高めるための取組を児童主体で考え実践する。
・　インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心がけ、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

⑤保護者や地域の方への働きかけ
・　授業参観や保護者研修会の開催、ホームページや学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
・　「人権」や「いじめ」に関する講演会等について、積極的に保護者に情報を提供し、多くの保護者が「人権」や「いじめ」について学べるようにする。
・　個人懇談や家庭訪問等で、児童の様子について情報を共有しておく。
・　インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。
・　年２回程度、児童指導に関する共通理解の場を設定し、いじめの未然防止に努める。
（特別支援教育推進会議、教育相談報告会等）

（２）いじめの早期発見について ～小さな変化に対する敏感な気づき～

①日々の観察

- 教職員が子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- 休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配り、「子どもたちがいるところには、教職員がいる」ことを心がける。
- いじめの早期発見のための「人権についてのアンケート」を実施する。（年４回実施）
- 相談ポストを常設しておき、相談しやすい環境づくりに努める。

②観察の視点

- 子どもたちの発達の段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
- 担任を中心に教職員は、子どもたちが形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- グループ内での気になる言動を察知した場合、チームで適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。
- ＱＵテストを実施し、個々の実態の把握に努めるとともに対応策を考える。（年２回実施）

③日記や連絡帳、生活振り返りカードの活用

- 日記や連絡帳、生活振り返りカードの活用によって、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- 気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

④教育相談（学校カウンセリング）の実施

- 教職員と子どもたちの信頼関係を形成する。
- 日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- 定期的に「生活についてのアンケート」を実施後、教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。（年２回実施）

⑤人権についてのアンケート

- アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、実態に応じて年４回実施する。（４月・９月・１１月・２月）
- 問題行動については指導し、さらに、アンケートの集計結果を教職員に周知する。

（３）いじめの早期対応について ～問題を軽視しない、迅速かつ組織的な対応～

①正確な実態把握

- 当事者双方や周りの子どもからの聴き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等に努める。
- 関係教職員と情報を共有し、事案について正確に把握する。
- 一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握するよう心がける。

②指導体制、方針決定

- 教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- 問題を把握したら一人で抱え込まず、指導体制を整え、対応する教職員の役割分担を明確にして組織的に対応する。
- 教育委員会、関係機関との連絡調整を密に行う。
- 必要に応じ、校内いじめ・不登校対策委員会を開催し、対応策を話し合う。

③子どもへの指導・支援

- いじめられた子どもの保護に努め、心配や不安を取り除く。
- いじめた子どもに対して、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識をもたせる。

④保護者との連携

- いじめ事案解消のための具体的な対策について丁寧に説明する。
- 保護者の協力を求め、学校との指導連携について十分協議する。

⑤いじめ発生後の対応

- 継続的に指導・支援を行う。
- 学校カウンセラー等を活用し、子どもの心のケアに努める。
- 心の教育・命の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

⑥児童指導全体計画の作成と実践的な校内研修の実施

- 組織的な対応を図るため、児童指導全体計画の中に各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。
- 児童理解に関する研修や人権に関する研修を実施する。

５　学校いじめ対策組織

いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ､児童のいじめや不登校の早期発見や早期対応のため、以下の委員をもって組織する「いじめ・不登校対策委員会」を設置し､情報収集や協議を行い、組織的な指導援助、家庭への支援等についての対策を講じる。

①地域代表者

民生委員・児童委員（３)、主任児童委員（１)、学校運営協議会委員（３)、保護司（１）

②保護者代表者

ＰＴＡ会長（１)、ＰＴＡ副会長（３）

③学校代表者

校長、教頭、教務主任、学習指導主任、児童指導主任、教育相談係、関係職員、スクールカウンセラー

※（　）内の数字は、委員の人数を表す。

※本委員会の運営は、学校運営規程「いじめ・不登校対策委員会規程」に準ずる。